十二　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第10号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であってイに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

第四十一条第１項第五号中「増加させる原動機制御等を行わない」を「増加させない」に改め、同号ロ中「自動車（イに掲げるものを除く。）」を「軽油以外を燃料とする自動車」に改め、同号に次のように加える。

ハ　自動車（イ及びロに掲げるものを除く。）　ロに定める基準及び別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。この場合において、ロ⑵の「原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに限るものとする。

⑴　速度20km／h以下での運行（アイドリング運転時を含む。）が20分以上継続しているとき

⑵　当該自動車の最高速度に0.8を乗じた速度以上の速度で運行しているとき

⑶　原動機回転数が当該自動車の原動機の最高出力時回転数以上であるとき

⑷　原動機冷却水系統の原動機出口における冷却水温度が冷却水沸点から15℃を減じた温度（当該温度が100℃未満となるときは100℃）以上のとき

⑸　当該自動車が大気圧90kPa以下の場所にあるとき

⑹　当該自動車が気温－２℃未満の場所又は38℃を超える場所にあるとき

⑺　第四号に掲げる装置が警報を発しているとき

第百十九条第１項第11号を次のように改める。

二　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち前号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007

第百十九条第１項第四号を次のように改める。

四　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち前号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013